

金澤町家活用新規開業緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、金澤町家を活用して新規開業した事業者の方を支援するための給付金を支給。

令和2年4月1日から令和2年12月31日までに事業を開始した事業者を金沢市独自に支援する。

1 対象となる事業者

- ・ 今後も金澤町家を利用し、事業を継続する意思がある中小企業者又は個人事業主等
- ・ 他人の建物を自身で営む事業のために直接占有し、家賃等の支払を行い支払実績があるもの

2 給付金（申請期間令和3年1月31日（日）（※消印有効）まで） 上限50万円

※開業後、家賃等納入済額に3分の2を乗じて得た額を上限（算定はR2.9.15以降）

（月初め開業の場合開業した月から、月途中開業の場合開業日の翌月）

※家賃等とは、建物の賃料、共益費、管理費、機器等のリース料

金澤町家活用事業継続緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、金澤町家を活用（直接店舗等）して事業を営む事業者の事業継続を支援するため、給付金を支給。

国の「持続化給付金」（50%以上の売上減少）の対象から外れる（30%以上かつ50%未満減少）事業者を金沢市独自に支援する。

1 対象となる事業者

- ・ 令和2年4月1日において、金澤町家を活用して事業を営む者
- ・ 金澤町家を活用し、事業を継続する意思がある中小企業者又は個人事業主等

2 給付金（申請期間令和3年1月31日（日）（※消印有効）まで）

上限30万円

※昨年1年間の売上からの減少分を上限

※前年の総売上（事業収入）-（前年同月比▲30～50%の月の売上×12ヶ月）

※2020年1月～3月に事業を開始した者の特例措置あり